

計画にかかる費用は無料です。

また、下記研修を修了した常勤の相談支援専門員を配置していますので、障害福祉サービスの利用を希望する方は当事業所へご相談ください。

精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修 修了

【サービスの流れ】

1, 相談・申請・契約

事業所の見学等を行ったり、関係機関へつなぎます。

2, 利用申請・障害支援区分の認定

市町村での手続きが必要となります。介護給付サービスを利用する場合には、区分が必要となります。

※介護給付サービスとは・・・

居宅介護、通院等介助、同行援護、生活介護、短期入所、施設入所支援など

3, サービス等利用計画案の作成

面接を行い、サービスを利用するための計画の案を作ります。

4, 支給決定(市町村)

支給決定が行われ、市町村から受給者証が発行されます。

5, サービスの調整会議(サービス担当者会議)

ご本人、ご家族、サービス提供事業者等各関係機関と一緒に、利用内容について話し合いをします。

6, サービス等利用計画の作成

7, サービス提供事業者との契約

8, 利用開始

サービス等提供事業者と契約を行い、サービス利用開始となります。利用開始後は、サービスがご本人に合っているか、また見直しの必要がないか定期的に確認します。(モニタリング)